

アマチュア局無線設備共用同意書

年 月 日

四国総合通信局長 殿

申請者 (〒 ー)
住所

「氏名」又は
「名称及び代表者氏名(社団局の場合)」

電話番号

上記の者が、

アマチュア局「識別信号:_____」(免許番号:四A第_____号)の無線設備の

☐ 全部

☐ 一部(共用する送信機の番号:_____)

を共用することに同意します。

無線設備の所有者 (〒 ー)
住所

「氏名」又は
「名称及び代表者氏名(社団局の場合)」

電話番号

無線設備共用同意書記載例

アマチュア局無線設備共用同意書

四国総合通信局長 殿

提出日または投函日

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申請者 (〒 790 - 8795)

住所

愛媛県松山市味酒町2-14-4

「氏名」又は

「名称及び代表者氏名(社団局の場合)」

電波 太郎

平日の日中に連絡がつきやすい
番号をご記入願います。

電話番号

090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

該当する項目にチェック

アマチュア局「識別信号: JO5〇〇〇」(免許番号: 四A第 12345 号)の無線設備の

☒ 全部☐ 一部(共用する送信機の番号:)

を共用することに同意します。

無線設備の所有者 (〒 799 - 〇〇〇〇)

住所

愛媛県伊予市〇〇町〇-〇〇

「氏名」又は

「名称及び代表者氏名(社団局の場合)」

通信 花子

電話番号

090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【アマチュア局の無線設備の設備共用について】

アマチュア局の無線設備の設備共用をしたい場合は、次の各条件に適合する必要があります。

「設備共用の条件」

1. 次のいずれかによるものであること。「社団局と他の社団局との間」及び「移動する局と移動しない局との間」の設備共用は、認められません。
 1. 個人局と他の個人局との間
 2. 個人局と社団局との間
 3. 移動しない局と他の移動しない局との間
 4. 移動する局と他の移動する局との間
2. 移動しない局は設置場所、移動する局は常置場所が同一であること。
3. 設備共用を行うことについて、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」により確認できるものであること。
4. 設備共用する無線設備は、当該設備共用する者が操作できるものであること。

「申請にあたり記載する事項等」

- ・ 申請書類(無線局事項書及び工事設計書)の「参考事項」の欄に「設備共用する無線局(所有者)の免許人氏名、免許番号及び呼出符号」を記載してください。